

答 申

1 審査会の結論

諮問第125号案件「審査請求人に関する住民票の申請書」について、一部非開示とした部分を開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和3年9月14日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同年同月15日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「住民票の申請書」の個人情報等開示請求（令和3年度受付第16号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和3年6月15日付で行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 他の複数の地方自治体に対して同様の開示請求を行ったが、いずれの地方自治体も「利用目的の内容」及び「業務の種類」の記載部分は、非開示とされることなく開示された。これに対し、世田谷区長が条例21条4号に該当することを理由に非開示決定とした本件処分は、根拠に乏しく違法である。また、弁護士業務に支障をきたすおそれがあると判断に至った理由、判断基準を示してほしい。
- ② 請求人は〇〇ことがある。〇〇は生じていない「利用目的の内容」及び「業務の種類」の記載部分を非開示とされると、〇〇おそれがあるため、開示してほしい。
- ③ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第7項に定めのある、基礎証明事項以外の事項の三項目を本件請求の弁護士の求めるまま交付している。実施機関の主張によると、職務上請求書の「利用目的」欄には、〇〇その他種々の事件名等の記載が想定されるとのことだが、当該三項目は、それらの目的には全く必要ではない。
- ④ 一般に、弁護士は弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づいて誠実にその職務を行うと考えられるとのことだが、本件に一般論を持ち出すべきではない。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第21条4号に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、口頭

並びに弁明書及び再弁明書による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、条例は開示請求時の保有個人情報の原則開示を基礎としている。
- (2) 一方、条例第21条第4号は、例外的に非開示となる情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号但書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」と規定している。
- (3) そして、同条第4号の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、①法人等又は事業を営む個人の有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの等であると解されている。
- (4) 次に、弁護士からの職務上請求による住民票の写し等の交付は、法第12条の3に定められており、同条第2項は、「市町村長は、前2条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」と規定している。また、同条第3項における特定事務受任者とは、「弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）」と規定している。

これらの特定事務受任者が住民票の写し等の交付を申し出る場合、住民基本台帳

の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第11条第2号において、特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類（以下「職務上請求書」という。）に特定事務受任者の職印が押されたものによって申し出るか、市町村長がこれに準ずるものとして適当と認める方法で行うとされている。なお、法第12条の3第4項第5号では、申出の際に、特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類（当該事件等が裁判事件等でない場合は依頼者の氏名等も）を明らかにしなくてはならないとされ、職務上請求書に記載項目が設けられている。

- (5) 本件では、本件請求は特定事務受任者である弁護士（以下「本件弁護士」という。）から実施機関に対し、受任している事件又は事務の依頼者が正当な請求事由により住民票の写しが必要である旨が記載された職務上請求書により住民票の写しの交付の申出がされ、実施機関は当該申出の任に当たっている者が本人であることの確認を行ったうえで、当該申出を相当と認めたため、本件弁護士に当該住民票の写しを交付したものである。

また、本件処分において非開示とした、当該職務上請求書の「利用目的の内容」欄及び「業務の種類」欄は、〇〇その他種々の事件名等の記載が想定される欄であり、これらの情報を開示した場合、訴訟を提起する前の時点で訴訟を予定している案件の名称等が当該訴訟の相手方の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該欄に記載されている情報は条例第21条第4号の非開示情報に該当する。

- (6) 次に、請求人が主張する、〇〇等の主張については、実施機関としては不知である。それらの主張をもって、すべての弁護士が不当な請求を行うおそれがあるとするには根拠が不十分であり、一般に弁護士は弁護士法に基づいて誠実にその職務を行うと考えられ、かつ、条例第21条第4号には、懲戒手続のために非開示情報を開示とする規定を定めておらず、例外的に開示できる情報として規定しているイ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

- (7) なお、請求人が反論書で求釈明事項として説明を求めている弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあるとした判断基準については、条例第21条第3号及び第4号の規定がその基準であり、それ以外の判断基準は存在しない。また、判断基準と同様に、請求人が反論書で求釈明事項として説明を求めている本件処分の理由について補足すると、第一に、本件非開示部分が開示されることにより、本件弁護士が依頼者からどのような受任内容をもって職務上請求を行っているかが依頼者以外の第三者に明らかとなり、第三者が業務の遂行を妨げる行為を行うおそれが予測されることが挙げられる。第二に、受任内容によって依頼人を推測できる可能性があり、これにより本件弁護士の守秘義務を著しく侵すことになり、本件弁護士は当該依頼者からの信用・信頼を失い、業務の履行に支障をきたすとともに、今後本件弁護士の社会的評価が損なわれる等、競争上の地位をも害するおそれがあることが挙げられる。

- (8) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、請求人に関する住民票の申請書である。その内訳は、①「請求人が区に提出した「住民票等の請求・申出書」」及び②「本件弁護士から区に提出された「住民票の写し等職務上請求書」」の二点である。

次に、本件処分において、実施機関は、本件請求対象文書①をすべて開示しているものの、本件請求対象文書②では「利用目的の内容」欄及び「業務の種類」欄の記載の部分を非開示としている。これに対して、請求人は、本件請求対象文書②の非開示部分のすべてを開示するよう求めている。

このことから、本件処分に係る本件審査請求対象文書は、本件請求対象文書②の一点と認められる。

##### (2) 条例第21条第3号該当性について

実施機関は、本件請求に対して条例第21条第4号の該当性を主張し本件処分(令和3年6月15日付)を行っている。しかしながら、実施機関は、再弁明書(令和4年1月28日付)において、急遽、条例第21条第4号の該当性のみならず、条例第21条第3号の該当性についても主張したことから、審査会は、この点についても審査を行うこととした。

まず、条例第21条第3号は、開示請求に係る保有個人情報等に「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合に「開示請求者以外の個人情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている規定である。

本件では、前述のとおり、実施機関が再弁明書において追加で主張した条例第21条第3号の該当性に関する主張について、本件処分時に同号の理由付記がなされていないことから、再弁明書の段階で新たな条項を理由に主張したとしても、実施機関は本件処分時に主張していないことは明らかであることから、再弁明書の段階での処分理由の追完は認められない。

なお、仮に、処分理由の追完を認めた場合であっても、損害賠償は特定の関係の個人との間で発生するものではなく、予期しない第三者であったとしても訴訟の相手方としてあり得ることに加えて、本件審査請求対象文書②において、訴訟の相手方の氏名や身分を示唆するような開示請求者以外の具体的な個人情報に係る記載も存在しないことから、審査会は同号に該当しないと判断する。

##### (3) 条例第21条第4号該当性について

次に、審査会では、本件処分における条例第21条第4号の該当性について審査を行った。実施機関が主張しているとおり、同号は、開示請求に係る保有個人情報等に「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合には、「法人情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている規定である。

本件において、実施機関は、本件審査請求対象文書の一部非開示の理由について、「利用目的の内容」欄及び「業務の種類」欄は、〇〇その他種々の事件名の記載が想定される欄であり、訴訟提起前に案件名等が訴訟の相手方の知るところになれば、当該案件の受任弁護士の業務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

たしかに、職務上請求書の「利用目的の内容」欄及び「業務の種類」欄に記載される具体的な内容によっては、実施機関の主張を認めることができる場合はありうる。もっとも、本件に関して「利用目的の内容」欄に記載のある内容は、「〇〇」という抽象的な利用目的に過ぎない。また、「業務の種類」欄に記載のある内容は、「〇〇」と記載されており、「利用目的の内容」欄と同様に、抽象的な業務の種類の内容にとどまっている。そのため、これらの記載が明らかにされたとしても、どのような訴訟事件に利用しようとしているのかは明らかでなく、また仮に〇〇を準備していることが請求相手に知られることになり、相手方が何らかの訴訟対策等の準備をすることになっても、それによって弁護士業務の遂行に支障が生じるとはいえない。

以上のことから、当該非開示部分が訴訟前に相手方に知られた場合に当該事件に関する業務の遂行に支障が生じる「おそれ」は、法的保護に値する蓋然性のあるおそれとは認めることはできないから、実施機関が条例第21条第4号に該当することを理由に当該非開示部分を非開示としたことは失当であり、請求人が主張しているとおり、当該非開示部分を開示すべきである。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 5 審査会の経過

| 日 付       | 審 議 経 過  |
|-----------|--|
| 令和4年3月25日 | (諮問第125号)<br>・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。                  |
| 令和4年4月25日 | (令和4年度第1回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・諮問事項を審査した。 |
| 令和4年5月23日 | (令和4年度第2回審査会)<br>・引き続き諮問事項を審査した。                   |
| 令和4年7月4日  | (令和4年度第3回審査会)<br>・実施機関から説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和4年12月6日 | (令和4年度第8回審査会)<br>・引き続き諮問事項を審査した。                   |
| 令和4年12月6日 | (答申第125号)<br>・審査庁（世田谷区長）に答申した。                     |